

西条市農業委員会 平成29年6月定例会農地部会（第1部会） 議事録

1 日 時 平成29年6月5日（月） 午後2時3分から午後2時14分

2 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3 会議構成員現在数 20名

4 出席者 17名

第1農地部会長	28番	西原 昇	
第1農地部会長職務代理者	33番	日野 哲也	
委員	4番	高橋 洋一	35番 一色 達夫
	7番	渡辺 春正	36番 高橋 悟
	10番	加藤 武司	38番 石橋 和敏
	11番	高橋 忠親	
	17番	長谷川 孝師	42番 川上 敏数
	18番	曾我 正富	44番 渡部 桂
	20番	松本 義之	45番 戸田 博明
			46番 久松 博重
			48番 日野 重忠

欠席者 3名	29番	伊藤 孝司	41番 楠 學
	34番	高橋 信晃	

5 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件

6 農業委員会事務局職員

事務局長	近藤 功	東予分室長	谷本 仁志
------	------	-------	-------

事務局次長	渡邊 賢一郎		
-------	--------	--	--

事務局担当次長	井上 雅裕	事務局副主査	越智 史郎
---------	-------	--------	-------

7 議事内容

部会長

ただ今から、第1農地部会におきます、平成29年6月定例農地部会を開会いたします。

それでは、議事録署名人の指名をいたします。

曾我正富委員、松本義之委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が伊藤孝司委員、高橋信晃委員、楠學委員から出ておりますのでご報告いたします。

書記については、事務局の井上、越智の両君にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

農地法第3条関係

部会長

議案書2ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請内容を説明いたします。

12号は、〇〇氏が、〇〇氏から、小作地解放を受けようとする申請であります。

13号は、〇〇氏が、〇〇氏から、生前贈与を受けようとする申請であります。

14号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

15号は、〇〇氏が、〇〇氏から、一般贈与を受けようとする申請であります。

16号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、5件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。

事務局から補足説明があれば、お願いします。

事務局

16号について、申請地のうち〇〇 〇〇番〇の登記地目は『池沼』ですが、農家台帳地目、課税地目とも『畑』です。現況が畑ということですので、農地法第3条申請にかかるということになりました。

部会長

以上のような内容ですが、いかがいたしましょうか。

委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員

12号、問題ありません。

13号、14号、問題ありません。

15号、問題ありません。

16号、問題ありません。

部会長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 (異議なしの声あり)

部会長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上5件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

部会長 次に、4ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、申請内容を説明いたします。

4号は、〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請であります。

5号は、〇〇氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申請であります。

以上、2件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。事務局から補足説明があれば、お願いいたします。

事務局 特にありませんが、いずれの案件も、地元土地改良区から、異議無しとの意見書が提出されておりますのでご報告いたします。

部会長 以上のような内容ですがいかがいたしましょうか。
委員の皆さん、何かありましたらお願いいたします。

地区委員 4号、問題ありません。
5号、問題ありません。

部会長 その他、ご意見ご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声あり)

部会長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上2件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

部会長

次に、5ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、申請内容を説明いたします。

27号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、物置を建設しようとする申請であります。

28号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

29号は、〇〇医院が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請であります。

30号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

31号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

32号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請であります。

33号は、〇〇氏が、〇〇氏外〇名から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

以上、7件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。事務局から補足説明があれば、お願いいたします。

事務局

特にありませんが、いずれの案件も、地元土地改良区から、異議無しとの意見書が提出されておりますのでご報告いたします。

部会長

以上のような内容ですがいかがいたしましょうか。
委員の皆さん、何かありましたらお願いいたします。

地区委員

27号、28号、29号、問題ありません。

30号、問題ありません。

31号、問題ありません。

32号、問題ありません。

33号、問題ありません。

部会長

その他、ご意見ご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声あり)

部会長

ありがとうございました。

『異議なし』ということでありますので、以上7件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係について

部会長

次に9ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更について、西条市長から意見照会がありましたので申請内容を説明いたします。

1号は、〇〇氏が、宅地を拡張するため、申請地を農用地区域から除外しようとする申請であります。

2号は、〇〇会社が、農業用倉庫を建設するため、申請地を農用地から農業用施設用地に用途区分を変更しようとする申請であります。

以上、2件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。事務局から補足説明があれば、お願いいたします。

事務局

1号、2号ともに、違反転用の是正案件であります。

申請地はいわゆる青地のため、まずは農業振興地域の整備に関する法律の手続きを完了したのちに、農地法の手続きに入ることになっております。

部会長

以上のような内容ですが、いかがいたしましょうか。

委員の皆さん、何かありましたらお願いいたします。

地区委員

1号、問題ありません。

2号、問題ありません。

部会長

その他、ご意見ご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声あり)

部会長

ありがとうございました。

『異議なし』ということでありますので、原案どおり承認することとし、以上2件を西条市長に回答することといたします。

農用地利用集積計画関係

部会長

次に13ページ、議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見の決

定について、西条市長から意見照会がありましたので、概要の説明をいたします。

なお、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしており、詳細については議案書をご覧ください、ご審議願います。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の件数は、166件、面積が、536,850.29㎡となっております。

以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声あり)

部会長

ありがとうございました。

『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

報告承認案件

部会長

次に、43ページ、報告承認案件について、お知らせいたします。

平成29年4月16日から、平成29年5月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、28件受理いたしました。

以上で報告を終わります。

それでは本日の第1農地部会を閉会します。

慎重審理どうもありがとうございました。

西条市農業委員会 平成29年6月定例農地部会（第2部会） 議事録

1 日 時 平成29年6月5日（月） 午後2時15分から午後2時31分

2 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3 会議構成員現在数 20名

4 出席者 19名

第2農地部会長職務代理者	40番	垂水 久明		
委員	1番	瀬良 隆彦	25番	渡邊 敏昭
	2番	行元 正治	26番	佐々木 康成
	6番	村上 繁敏	27番	越智 敏夫
	12番	芥川 森夫	30番	工藤 雅志
	13番	余吾 秀利	31番	桑村 浅藏
	15番	徳永 良治	39番	曾我部 恒夫
	16番	玉井 正一	43番	渡邊 勝司
	22番	永井 利彦	44番	渡部 桂
	24番	四之宮 明	49番	莖田 元近

欠席者 1名 37番 渡部 菊秀

5 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件

6 農業委員会事務局職員

事務局長	近藤 功	東予分室長	谷本 仁志
事務局次長	渡邊 賢一郎		
事務局担当次長	井上 雅裕		
事務局副主査	越智 史郎		

7 議事内容

職務代理

ただ今から、第2農地部会におきます、平成29年6月定例農地部会を開会いたします。

それでは、議事録署名人の指名をいたします。

渡部桂委員、渡邊勝司委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が渡部菊秀委員から出ておりますのでご報告いたします。

書記については、事務局の井上、越智の両君にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

農地法第3条関係

職務代理

議案書52ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請内容を説明いたします。

25号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

26号及び27号は、〇〇氏が、〇〇氏から、10年間の使用貸借権の設定を受け、あわせて、〇〇氏からは、小作地解放を受けようとする申請であります。

28号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

29号及び30号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため〇〇氏から、所有権の移転を受け、あわせて、〇〇氏からは、一般贈与を受けようとする申請であります。

31号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

32号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、8件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。

事務局から、補足説明があれば、お願いします。

事務局

26号及び27号について、譲受人、〇〇氏の経営面積は、〇〇㎡です。西条市の下限面積は4,000㎡ですが、26号及び27号を同時に申請し、下限面積要件を充足させ、かつ、小作地解放を図ろうとする申請であります。

職務代理

以上のような内容ですが、いかがいたしましょうか。

委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 25号、26号、27号、問題ありません。
28号、問題ありません。
29号、30号、問題ありません。
31号、問題ありません。
32号、問題ありません。

職務代理 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 (異議なしの声あり)

職務代理 ありがとうございます。
『異議なし』ということですので、以上8件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

職務代理 次に、55ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、申請内容を説明いたします。

6号は、〇〇氏が、工場を建設しようとする申請であります。
以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。
事務局から補足説明があれば、お願いいたします。

事務局 特にありませんが、地元土地改良区から、異議無しとの意見書が提出されておりますのでご報告いたします。

職務代理 以上のような内容ですがいかがいたしましょうか。
委員の皆さん、何かありましたらお願いいたします。

地区委員 6号、問題ありません。
職務代理 その他、ご意見ご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声あり)

職務代理 ありがとうございました。
『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認

することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

職務代理

次に、57ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、申請内容を説明いたします。

34号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

35号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

36号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請であります。

37号は、〇〇会社外〇社が、〇〇氏から所有権移転を受け、12区画の宅地を分譲しようとする申請であります。

38号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を2棟建設しようとする申請であります。

39号は、〇〇氏外〇名が〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

40号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請であります。

41号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

42号は、〇〇会社が、〇〇氏から賃借権設定を受け、露天駐車場に転用しようとする申請であります。

43号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請であります。

44号は、〇〇部落会が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請であります。

以上、11件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

事務局から補足説明があれば、お願いいたします。

事務局

40号ですが、申請地は舗装されて雑種地状態であり、その是正を兼ねた案件であります。

当該地を農地としてみた場合、転用許可基準は満たしているものと考えておりますので、許可はやむを得ないと考えられますが、申請者には始末書を提出させた上で、今後このような事をしない様、指導しております。

ます。

42号、43号ですが、既に駐車場として利用されておりましたので、許可を受けてから転用するように指導しております。

また、いずれの案件も、地元土地改良区から、異議無しとの意見書が提出されておりますのでご報告いたします。

職務代理

以上のような内容ですがいかがいたしましょうか。
委員の皆さん、何かありましたらお願いいたします。

地区委員

34号、問題ありません。
35号、問題ありません。
36号、問題ありません。
37号、38号、39号、40号、41号、問題ありません。
42号、43号、問題ありません。
44号、問題ありません。

職務代理

その他、ご意見ご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声あり)

職務代理

ありがとうございました。

『異議なし』ということですので、以上11件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画関係

職務代理

次に61ページ、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、概要の説明をいたします。

なお、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしており、詳細については議案書をご覧ください、ご審議願います。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の件数は、330件、面積が、913,946.37㎡となっており、所有権の移転が、6件、面積が、20,584㎡となっております。

以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声あり)

職務代理 ありがとうございます。
『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

農用地利用配分計画（案）関係

職務代理 次に118ページ、議案第5号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、概要の説明をいたします。

なお、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件は満たしており、詳細については議案書をご覧ください、ご審議願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律による権利の設定の件数は、1件、面積が、3,854㎡となっております。

以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声あり)

職務代理 ありがとうございます。
『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

報告承認案件

職務代理 次に、121ページ、報告承認案件について、お知らせいたします。
平成29年4月16日から、平成29年5月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、51件受理いたしました。
現況証明願いを、1件受理いたしました。
以上で報告を終わります。
それでは本日の第2農地部会を閉会します。
慎重審議どうもありがとうございました。